カーボン・クレジット

2025 年 7 月 31 日公表

目　的

1.　本文書は、開示の対象となるカーボン・クレジットを判断するにあたり参考となる情報を提供することを目的としています。

キーワード
気候関連の目標、温室効果ガス排出目標、温室効果ガス排出の純量目標、オフセット

何が求められているのか

2.　SSBJ 基準では、企業が温室効果ガス（以下「GHG」といいます。）排出の純量目標を設定し、当該目標を達成するためにカーボン・クレジットの使用を計画している場合、カーボン・クレジットに関する情報の開示を求めています。

> 第 92 項から第 95 項[気候関連の目標の特定に関する定め]に従って温室効果ガス排出目標を開示する場合、第 92 項から第 95 項に基づく開示に加え、温室効果ガス排出目標のそれぞれについて、次の事項を開示しなければならない。（気候基準第 97 項）
> (5)　温室効果ガス排出の純量目標がある場合、当該目標を達成するために使用する計画があるカーボン・クレジットに関する説明（第 99 項参照）

> 使用する計画があるカーボン・クレジットについて説明するにあたり、次の事項を開示しなければならない。（気候基準第 99 項）
> (1)　温室効果ガス排出の純量目標を達成するために使用するカーボン・クレジットについて、当該カーボン・クレジットに依拠する方法及び依拠する程度
> (2)　当該カーボン・クレジットが検証又は認証された第三者スキームの名称
> (3)　カーボン・クレジットの種類。これには、次の事項に関する情報を含む。
> ①　オフセットが自然に基づくもの（自然の炭素吸収を増進させることにより大気の温室効果ガスを低減させる方法）又は技術に基づくもの（科学的な技術により大気の温室効果ガスを低減させる方法）のいずれによるものか
> ②　オフセットが達成されるのは、炭素削減（現在の温室効果ガス排出源からの排出を削減すること）又は炭素除去（大気から温室効果ガスを取り出して貯留等を行うこと）のいずれによるものか
> (4)　使用する計画があるカーボン・クレジットの信頼性及び十全性を主要な利用者が理解するために必要なその他の要素（例えば、カーボン・オフセットの永続性に関する仮定）

SSBJ ハンドブックは、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局が SSBJ 基準を利用される方の便宜を考慮して作成したものであり、サステナビリティ基準委員会の審議を経ていない。
また、SSBJ ハンドブックに含まれる本文書は、公表日又は更新日現在のものであり、今後、更新する場合がある。

温室効果ガスの総量目標と純量目標とは

3. GHG 排出の総量目標とは、計画されているオフセットによる GHG 排出の削減量（例えば、GHG 排出をオフセットするために使用する計画であるカーボン・クレジットによる GHG 排出の削減量）を考慮しない、企業のバリュー・チェーン内で計画されている GHG 排出目標を意味しています。また、GHG 排出の純量目標とは、GHG 排出の総量目標から、計画されているオフセットによる GHG 排出の削減量を差し引いた排出目標を意味しています（気候基準 BC212 項）。

「カーボン・クレジット」とは

4. 「カーボン・クレジット」とは、カーボン・クレジットを付与する制度等によって発行され、GHG 排出の削減又は除去を表す単位をいいます。カーボン・クレジットは、電子登録によって一意にシリアル化され、付与され、追跡され、無効化されます（気候基準第 6 項(20)）。

5. 主なカーボン・クレジットの種類は、別紙のとおりです。

なぜカーボン・クレジットに関する開示が求められているのか

6. 企業は、GHG 排出目標を達成するため、自社及びバリュー・チェーン上の GHG 排出を把握し、これを削減するための取組みを行っています。しかし、削減が困難な部分もあるため、削減努力を行ってもなお残る残余排出について、カーボン・クレジットを使用してオフセットする場合があると考えられます。

7. GHG 排出の純量目標を開示する場合、当該目標によって、GHG 排出の総量目標に関する情報を不明瞭にしてはならないと考えられます（気候基準 BC213 項）。このため、企業が GHG 排出の純量目標を開示する場合、関連する総量目標を別個に開示する必要があります（気候基準第 98 項）。

8. そのうえで、純量目標を達成するために使用するカーボン・クレジットについて、当該カーボン・クレジットに依拠する方法及び依拠する程度（例えば、オフセットする範囲に関する方針やオフセットする GHG 排出の割合等）を開示することが求められています（気候基準第 99 項(1)及び BC215 項）。これは、GHG 排出目標に関する透明性を確保する必要があると考えられるためです（気候基準 BC214 項）。

9. また、カーボン・クレジットの認証スキームの適合性、解決策における利用可能な技術、及びカーボン・クレジットの将来の価格に関する不確実性から、追加的な気候関連のリスク及び機会が生じる可能性があると考えられます。このため、主要な利用者が、GHG 排出削減のための企業の計画、カーボン・クレジットの使用計画の有無及び使用方法、並びに当該クレジットの質を理解できるような要求事項が定められています。

10. さらに、カーボン・クレジットの種類に関する情報は、主要な利用者が、企業のリスク・プロファイルを理解するのに役立つと考えられます。例えば、多くの技術に基づく解決策は、将来において実行可

SSBJ ハンドブックは、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局が SSBJ 基準を利用される方の便宜を考慮して作成したものであり、サステナビリティ基準委員会の審議を経ていない。
また、SSBJ ハンドブックに含まれる本文書は、公表日又は更新日現在のものであり、今後、更新する場合がある。

能となるためには多大な投資を必要とする可能性があり、自然に基づく解決策は、永続性及び付加性に関する懸念を誘発する可能性があります。このため、カーボン・クレジットの種類に関する情報を開示することが求められています。

開示にあたっての留意事項

11. 開示の対象となるカーボン・クレジットは、通常、具体的な使用計画があるものであると考えられます（気候基準第 97 項(5)及び第 99 項）。これは、カーボン・クレジットの使用目的、使用範囲、使用時期、種類、数量等が不明確な場合は、企業の目標達成に関する透明性及び信頼性が確保できない可能性があると考えられるためです。また、カーボン・クレジットの質に関する情報が不足している場合は、オフセットとして認められない可能性があると考えられるためです。

SSBJ 基準の定めは、重要性がない項目に対して適用する必要はないことにご留意ください。

以　上

SSBJ ハンドブックは、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局が SSBJ 基準を利用される方の便宜を考慮して作成したものであり、サステナビリティ基準委員会の審議を経ていない。
また、SSBJ ハンドブックに含まれる本文書は、公表日又は更新日現在のものであり、今後、更新する場合がある。

別　紙

主なカーボン・クレジットの種類

種類		解決策
自然に基づくもの	炭素削減・排出回避	REDD+（途上国における森林減少及び森林劣化に由来する排出の抑制、並びに森林保存、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積の増強）等
	炭素除去・炭素吸収	植林・再植林、耕作地管理、泥炭地修復、沿岸域修復、森林管理、草地保全等
技術に基づくもの	炭素削減・排出回避	再生可能エネルギー、設備効率改善、燃料転換、輸送効率改善、廃棄物管理等
	炭素除去・炭素吸収	Direct Air Carbon Capture and Storage（DACCS）、Bioenergy crops with Carbon Capture and Storage （BECCS）等

（出所：経済産業省「カーボン・クレジット・レポート」（2022 年 6 月）より SSBJ 事務局作成）

SSBJ ハンドブックは、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局が SSBJ 基準を利用される方の便宜を考慮して作成したものであり、サステナビリティ基準委員会の審議を経ていない。
また、SSBJ ハンドブックに含まれる本文書は、公表日又は更新日現在のものであり、今後、更新する場合がある。